

該当する人は
申請を

私たちの介護保険制度

1 65歳からは介護保険料の納付を

市では、65歳になる月に介護保険被保険者証を、翌月に介護保険料納入通知書を送付します(誕生日が4月2日～7月1日の人には、7月に納入通知書を送付)。

介護保険料は、半年から1年間は納付書で納め(普通徴収)、その後は年金からの天引き(特別徴収)になります。ただし、年金額が年額18万円以下の人は納付書で納めます(口座振替も可能)。

2 介護保険料の決定通知書を送付

本年度分の介護保険料の決定通知書を7月12日(金)に送付します。

特別徴収の人へは、はがきで「介護保険料特別徴収額決定通知書」を、普通徴収の人へは、封書で「介護保険料納入通知書」を送付します。内容を確認の上、不明な点はお問い合わせください。

3 介護保険料の減免制度

希望する人は申請が必要です。詳しい条件等はお問い合わせください。

【恒常的な低収入による減免】

▼申請に必要なもの 申請者と同一世帯全員の本年分の収入がわかるもの/前年と本年の年金(老齢、退職、遺族、障害など)や恩給の振込通知書/預貯金通帳/家賃の支払いがある人は、前年中の支払い金額が分かる契約書や領収書など

【災害・失業などによる減免】

震災(東日本大震災により被災し当市に転入した避難指示等対象被保険者を含む)・風水害・火災などで被災した世帯、主に生計を維持している人が今年1月以降に会社の都合により失業した場

合または事業や業務の休廃業により収入が著しく減少した場合などは、介護保険料の減免を受けられることがあります。

▼申請に必要なもの 被災、失業したことなどを証明できる書類(罹災(りさい)証明書・雇用保険受給資格者証など)

～減免制度の共通事項～

▼申請方法 7月12日(金)以降に、申請書等を介護福祉課へ持参または郵送で提出を。

※受け付けは平日のみ/申請日以降に納期限の日(特別徴収の人は、普通徴収の納期に換算)が到来する保険料が減免の対象となるので、早めに手続きを。

4 介護保険負担割合証の更新

8月1日から更新される新しい負担割合証は、要支援・要介護認定を受けている人と総合事業の事業対象者に対して、7月下旬に発送する予定です。届いたら記載内容を確認してください。

介護保険・総合事業のサービスを利用する際は、被保険者証と一緒に負担割合証をサービス事業所に提示する必要があります。

現在お使いの負担割合証は、8月1日以降に介護福祉課または岩木・相馬総合支所民生課窓口へ返還するか、裁断して破棄してください。

■問い合わせ・申請先 介護福祉課
(〒036-8551、上白銀町1の1、市役所1階、①～③…介護保険料係 ☎40-7049 / ④…介護給付係 ☎40-7071、自立・包括支援係 ☎40-7072)

無料!

在宅ねたきり高齢者の寝具丸洗いサービス

■問い合わせ先 介護福祉課 (☎40-7114)

専門業者が寝具を回収し、丸洗い・乾燥・殺菌消毒をした後、自宅へ返却します(所要期間は約1週間)。

▼対象者 自宅で生活をしている、おおむね65歳以上のねたきりの人

▼対象寝具 掛布団、敷布団、毛布または丹前のいずれか各1枚ずつの合計3枚まで

▼実施期間 9月上旬～10月末

▼申し込み方法 8月2日(金)までに、申込用紙に必要事項を記入の上、介護福祉課(市役所1階)、岩木総合支所(賀田1丁目)または相馬総合支所(五所字野沢)へ提出を。

※申込用紙は各窓口で配布しています/回収日・返却日は、利用決定通知書でお知らせします。

対象者は
忘れずに申請を

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

および「限度額適用認定証」の更新

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」の交付を受けている人で、所得状況等によって引き続き認定証の交付を受けることができる人には、有効期間が令和6年8月1日から令和7年7月31日までの認定証を7月中に郵送します。更新手続きは不要です。



また、これまで交付を受けていなかった人で、新たに交付の対象になる人には7月中に申請書を郵送します。新たに認定証の交付を希望する人は、被保険者証、マイナンバーカードまたは通知カードを持参の上、窓口で手続きしてください。交付の対象になるか不明な場合には、お問い合わせください。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】

医療費の負担割合が1割かつ住民税非課税世帯の人が交付を受けられます。医療機関の窓口で提示すると、1つの医療機関への医療費の支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時の食事代が減額されます。



【限度額適用認定証】

医療費の負担割合が3割の人が交付を受けられます。医療機関の窓口で提示すると、1つの医療機関への医療費の支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。

※世帯内に住民税課税所得金額が690万円以上の被保険者がいる場合は交付対象外となります。

令和6年度の保険料

令和6年度の保険料は、7月中に発送する保険料額決定通知書でご確認ください。

均等割額 被保険者全員が 納める額	+	所得割額 所得に応じて 納める額	=	保険料額 限度額80万円 (※3)
4万6,800円		基礎控除後の所得 (※1) × 9.90% [所得割率](※2)		

(※1)…前年の総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額。

(※2)…基礎控除後の所得が58万円以下の人
は9.2%となります。

(※3)…昭和24年3月31日以前に生まれた人、
または障害認定により資格取得した人は73万円
となります。

【令和6年度保険料の軽減措置】

次の①か②に該当する人は、保険料が軽減され
ます。

①所得が低い人の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得額の
合計に応じて、均等割額が軽減されます。令和6
年度は下表のとおりになります。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等 〈※4〉の数 - 1) 以下	7割
43万円 + (29.5万円 × 被保険者の 数) + 10万円 × (給与所得者等〈※4〉 の数 - 1) 以下	5割
43万円 + (54.5万円 × 被保険者の数) + 10万円 × (給与所得者等〈※4〉の 数 - 1) 以下	2割

〈※4〉…給与所得者等(給与所得を有する人また
は、公的年金等に係る所得を有する人が2人以上
いる世帯に適用)

②被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等
割額が5割軽減されます。また、所得割額の負担
はありません。世帯の所得が低い人は、より高い
均等割額の軽減(7割軽減)が受けられます。
※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保
険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

【保険料の減免について】

災害、倒産、失業など特
別な事情によって納付が困
難な場合は、申請によって
保険料の減免が認められる
場合がありますので、ご相
談ください。



■問い合わせ・申請先 国保年金課後期高齢者医
療係(〒036-8551、上白銀町1の1、市役所
1階、☎40-7046) / 岩木・相馬総合支所民生
課窓口